

大阪シニア自然カレッジ部会設立・運営規約

平成 22 年 5 月 1 日 施行

平成 24 年 5 月 1 日 改定

平成 24 年 12 月 1 日改定

平成 27 年 10 月 1 日改定

平成 29 年 1 月 5 日改訂

平成 30 年 6 月 2 日改訂

(総則)

第 1 条：本会は、大阪シニア自然カレッジ・部会（以下、部会）と称する。

2. 部会は、2 年間の本課程を修了した会員で構成する。

3. 部会は、より専門的な知識の習得の場として、部会毎に自主的に活動するものとする。

(部会の創設)

第 2 条：会員 3 名以上の賛同者により新たな部会を設立出来るものとし、名称、活動日、活動内容およびその他必要事項を記載した書類（様式別途）を大阪シニア自然カレッジ理事会に提出し、理事会の承認を得たうえで正式発足とする。

(部会への加入)

第 3 条：本課程修了時迄に、希望する部会へ新規加入申込を行う。

2. 既会員は、毎年度初めまでに希望する部会へ改めて加入申込みを行う。

3. 年度途中の加入脱退は自由とする。但し、次条年会費の返金はしない。

(年会費)

第 4 条：会員は、部会加入時に年会費 1, 500 円及びボランティア保険料 500 円を納付する。尚、傷害等の保障は保険適用の範囲とする。

(部会の運営)

第 5 条：各部会は、部会員互選により代表世話人（部会長）を初め複数の世話人を置くものとする。

2. 各部会は、必要に応じ部会費を徴収できるものとし、併せて会計担当者を置くことが出来る。

(部会活動)

第 6 条：各部会は、年間活動計画書を策定し、毎月確定後の活動内容を会員に連絡するとともに、大阪シニア自然カレッジのホームページに掲載する。

2. 出欠確認は部会判断とするが、参加人数は後日報告するものとする。

(未加入部会への参加)

第7条：会員は、活動内容によっては、加入部会以外の部会にも出席出来るものとし、参加の旨、原則当該部会の世話人等に事前連絡を入れるものとする。

2. 参加費は第5条第2項に基づき各部会が決定出来るものとする。

(部会活動中の行動責任)

第8条：活動中の事故等は会員の自己責任とする。

なお、会員の都合（体調、体力、急用など）で、途中で活動から離れる場合には、引率の世話人に承諾を得ることとする。

(活動報告)

第9条：各部会は、活動日後速やかに写真等活動記録をホームページ掲載する。

2. 年度末に年間活動報告書を作成の上、理事会へ提出する。

(様式は別途設定)

(活動年度)

第10条：毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

(補則)

第11条：規約の改定及び、この規約に定められていない事項及び細則は理事会で決定する。

この規約は平成22年5月1日より適用する。